

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、「第三条第二項」の下に「及び第四条第一項」を加える。

附則に次の一項を加える。

6 障害のある職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第三条及び第四条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。